年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
次	次
目	目
[第１～第３　略]	[第１～第３　同左]
（記載上の注意）	（記載上の注意）
[１～３　略]	[１～３　同左]
第１　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書	第１　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書
１　[略]	１　[同左]
２　子会社等の状況	２　子会社等の状況
(1)　子会社等数の増減	(1)　子会社等数の増減
[表略]	[同左]
（記載上の注意）	（記載上の注意）
[１・２　略]	[１・２　同左]
(2)　子会社等の概況	(2)　子会社等の概況
[表略]	[同左]
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　[略]	１　[同左]
２　「認可又は届出年月日等」は、法第106条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第１項第９号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。	２　「認可又は届出年月日等」は、法第106条第１項各号に掲げる会社にあっては、同条第７項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第１項第２号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第１項第７号の４の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。
[第２・第３　略]	[第２・第３　同左]
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）	（法第二条第二項第一号ト及びチの主務省令で定める場合）
第二条　法第二条第二項第一号トに規定する当該他の金融機関等が当該金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる株式の移転又は発行を受ける当該他の金融機関等（法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第二条**　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　信用金庫連合会　株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）	三　信用金庫連合会　株式の移転又は発行を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（以下この項及び次項第三号から第九号までにおいて「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十四条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）
［四・五　略］	［四・五　同上］